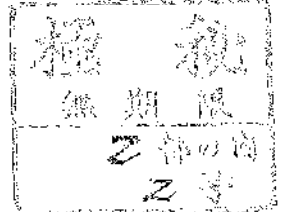


秘密指定解除

公文書監理室



外 務 省

東北第39号

昭和44年1月30日

厚生省援護局長 殿

外務省アジア局長

韓国忠清南道の日本軍人遺骨について

1. 昭和42年8月28日付貴信援発第845号をもつて御依頼のあつた本件に関しては、在韓大使館を通じ、韓国側に対し遺骨埋葬の地点及びでき得ればその遺体数につき、ある程度の情報を得た上、是非とも早期に調査を実施し適當な処理を行ないたいとのわが方立場を説明して本件調査につき、協力方を強く要請した。

これに対し、先方は在韓国大使館公信（写）

外 務 省

のとおり、「本件調査の進捗に努力し、その状況は改めて通知するが、在日厚生省保管の韓国人遺骨を切りはなし、本件遺骨のみを特別に処理することは、極めて困難であると思ふ」旨回答した趣であるので、通報します。

付属添付